



歩行車（ロータ及びウォーキングテーブル）
の認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 平成12・06・30産第1号・平成12年7月6日

製品安全協会

歩行車（ローレータ及びウォーキングテーブル）の認定基準及び基準確認方法
Approval Standard and Standard Confirmation Method for
Rollators and Walking Tables for Walking Support

1. 基準の目的

この基準は歩行車（ローレータ及びウォーキングテーブル）の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要条件を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は歩行の安定性確保又は、支持のために用いる歩行車（ローレータ及びウォーキングテーブル）（以下「歩行車」という。）について適用する。

なお、ここでいう歩行車とは、左右のフレームとその連結フレームからなり、フレーム下端部に車輪が付いた歩行補助機器をいい、使用者がその間に立ってフレームのハンドグリップや肘あて等で体重を支えて移動するものをいう。

3. 形式分類

形式分類は次のとおりとする。

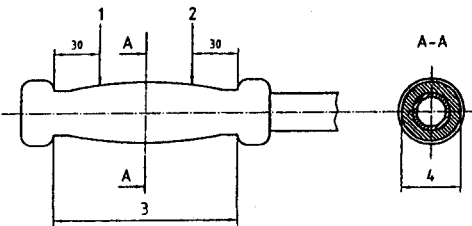
A形：ローレータ タイプ（両手で体重を支え移動するもの）

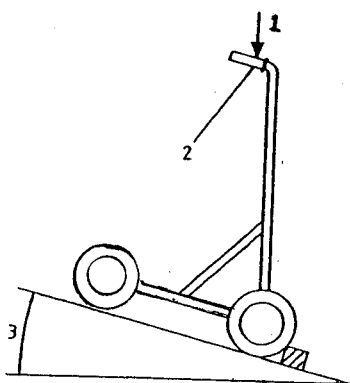
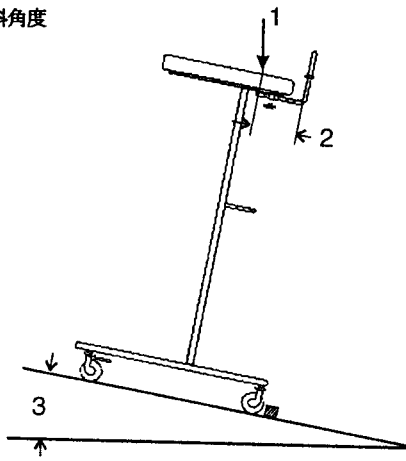
B形：ウォーキングテーブル タイプ（肘あて等で体重を支え移動するもの）

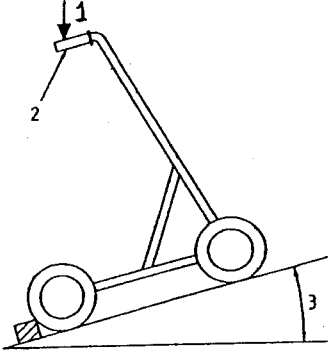
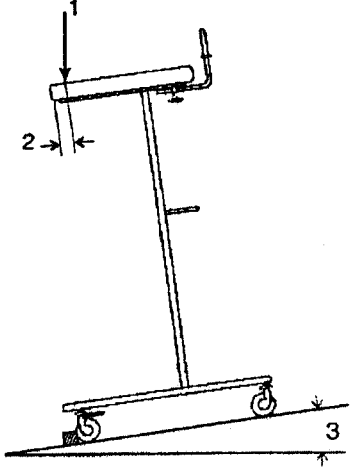
4. 安全性品質

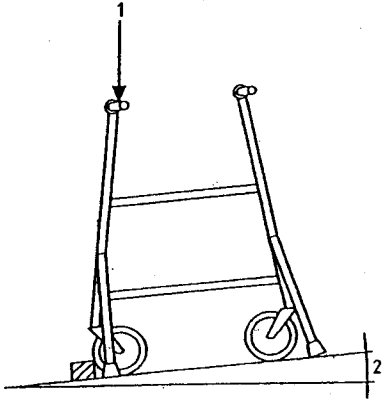
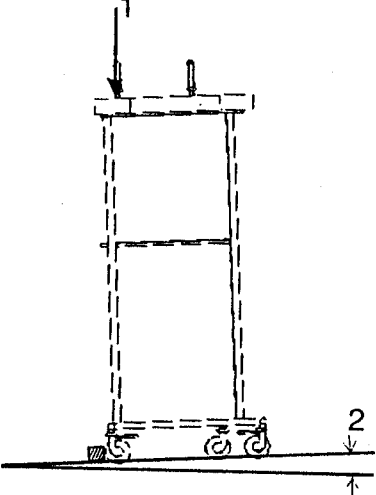
歩行車の安全性品質は、次のとおりとする。

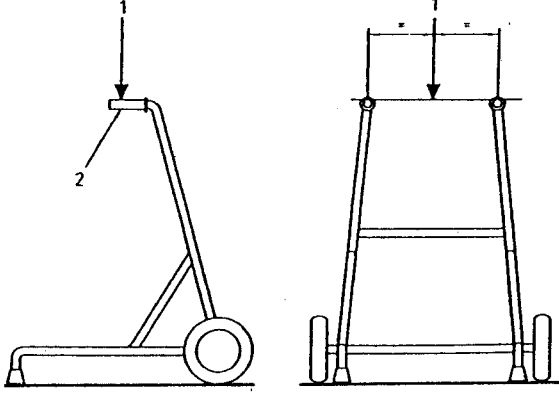
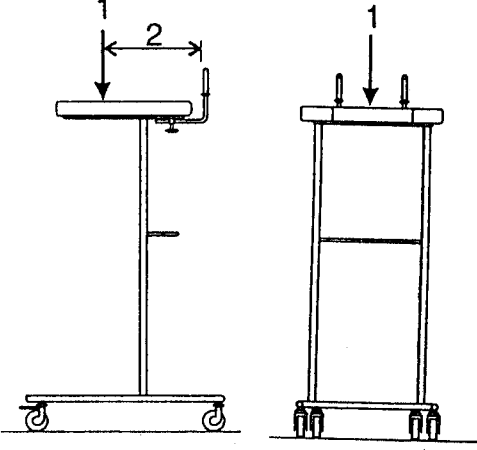
項目	認定基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	<p>1. 歩行車の外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、各部に変形、がた、き裂及び溶接不良等がなく、人体に触れる部分には、鋭い突起又は角部等がないこと。</p> <p>(2) 表面処理をしている面には、素地の露出、はがれ及びさび等の不良がなく、安全性を損なわないこと。</p> <p>(3) 高さ調節機構を有するものにあつては、高さ調節が容易で、使用中容易に緩まない構造であること。</p> <p>(4) 折り畳み式のものは、操作は容易で、使用中に外れたり、折りたたまれない構造であること。</p>	<p>1. (1) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(3) 操作等により確認すること。</p> <p>(4) 操作等により確認すること。</p>

項目	認定基準	基準確認方法
<p>2. 寸法</p>	<p>(5) 座面を有するものにあつては、使用中容易に外れたり、折りたたまれない構造であること。</p> <p>(6) 座面付き又は屋外用のものにあつては、駐車用のストッパを有しており、ストッパの操作は容易で左右両輪を確実に固定できる構造であること。なお、車輪が2輪以下のものはこの限りではない。</p> <p>(7) A形及びB形屋外用のものにあつては、走行を制御するハンドブレーキを有しており、ブレーキの操作は容易でかつ確実に行え、前輪又は後輪のいずれかの左右両輪を確実に制御できる構造であること。なお、車輪が2輪以下のものはこの限りではない。</p> <p>(8) 後脚に車輪を有していないものにあつては、交換可能な先端ゴムを有していること。</p> <p>(9) 直進させたとき走行上支障がなく、各車輪に著しい振れ、偏り等がないこと。</p> <p>2. 歩行車の寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ハンドルのグリップ部の直径は、20mm以上50mm以下であること。</p> <p>1. ハンドグリップ後方参照点 2. ハンドグリップ前方参照点 3. ハンドグリップの長さ 4. ハンドグリップの直径</p>	<p>(5) 操作等により確認すること。</p> <p>(6) 操作等により確認すること。</p> <p>(7) 操作等により確認すること。</p> <p>(8) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(9) 操作等により確認すること。</p> <p>2. (1) 図1の4の箇所についてスケール等により確認すること。</p> <p style="text-align: right;">単位 mm</p>  <p style="text-align: center;">図1 ハンドグリップ部の詳細</p>

項目	認定基準	基準確認方法								
<p>3. 安定性</p>	<p>(2) 屋内用にあつては、前輪の直径は75mm以上であること。</p> <p>(3) 屋外用にあつては、前輪の直径は180mm以上であること。</p> <p>(4) 屋外用にあつては、前輪の幅は28mm以上であること。ただし車輪をダブルで使用しているものはこの限りではない。</p> <p>3. 歩行車の安定性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前方安定性試験を行ったとき、表1に適合していること。</p> <p style="text-align: center;">表1</p> <table border="1" data-bbox="319 929 782 1254"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>安定性角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A形</td> <td>15.0° 以上</td> </tr> <tr> <td>B形屋外用</td> <td>15.0° 以上</td> </tr> <tr> <td>B形屋内用</td> <td>10.0° 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 力 2. ハンドグリップ前方参照点 3. 傾斜角度</p>  <p>図2 A形の前方向安定性試験</p>	形式	安定性角度	A形	15.0° 以上	B形屋外用	15.0° 以上	B形屋内用	10.0° 以上	<p>(2) スケール等により確認すること。</p> <p>(3) スケール等により確認すること。</p> <p>(4) スケール等により確認すること。</p> <p>3. (1) 図2及び3に示すように、傾斜台の上に前輪を下方に傾斜面に対して平行に置く。この時、平面を傾斜させる蝶番の中心軸を2つの前方車輪の軸を結ぶ線に対して平行とし、使用時に移動する方向を中心軸に対して直角とする。</p> <p>A形にあつては図2に示すように2つのハンドグリップの前方参照点とを結ぶ線の midpoint に250Nの力を鉛直下方に加え転倒する角度を確認する。</p> <p>B形にあつては、図3に示すように2つの支持点を結ぶ線の midpoint で、かつハンドグリップの後方135mmの位置に250Nの力を鉛直下方に加え転倒する角度を確認する。</p> <p>なお、試験は高さ調節できるものは最高位置にして、各部の調節は指定された位置に調節する。</p> <p>以下試験条件は同様とする。</p> <p>1. 力 2. 135mm 3. 傾斜角度</p>  <p>図3 B形の前方向安定性試験</p>
形式	安定性角度									
A形	15.0° 以上									
B形屋外用	15.0° 以上									
B形屋内用	10.0° 以上									


項目	認定基準	基準確認方法								
	<p>(2) 後方安定性試験を行ったとき、表2に適合していること。</p> <p style="text-align: center;">表2</p> <table border="1" data-bbox="301 481 767 806"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>安定性角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A形</td> <td>7.0° 以上</td> </tr> <tr> <td>B形屋外用</td> <td>7.0° 以上</td> </tr> <tr> <td>B形屋内用</td> <td>4.0° 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 力 2. ハンドグリップ後方参照点 3. 傾斜角度</p>  <p style="text-align: center;">図4 A形の後方安定性試験</p>	形式	安定性角度	A形	7.0° 以上	B形屋外用	7.0° 以上	B形屋内用	4.0° 以上	<p>(2) 図4及び5に示すように、傾斜台の上に後輪を下方に傾斜面に対して平行に置く。この時、平面を傾斜させる蝶番の中心軸を2つの後方車輪の軸を結ぶ線に対して平行とし、使用時に移動する方向を中心軸に対して直角とする。</p> <p>A形にあつては、図4に示すように2つのハンドグリップの後方参照点とを結ぶ線の midpoint に250Nの力を鉛直下方に加え転倒する角度を確認する。</p> <p>B形にあつては、図5に示すように後端から内側30mmの点の間を結ぶ線の midpoint に250Nの力を鉛直下方に加え転倒する角度を確認する。</p> <p>1. 力 2. 30mm 3. 傾斜角度</p>  <p style="text-align: center;">図5 B形の後方安定性試験</p>
形式	安定性角度									
A形	7.0° 以上									
B形屋外用	7.0° 以上									
B形屋内用	4.0° 以上									
	<p>(3) 側方安定性試験を行ったとき、表3に適合していること。</p> <p style="text-align: center;">表3</p> <table border="1" data-bbox="288 1664 754 1971"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>安定性角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A形</td> <td>3.5° 以上</td> </tr> <tr> <td>B形屋外用</td> <td>3.5° 以上</td> </tr> <tr> <td>B形屋内用</td> <td>3.5° 以上</td> </tr> </tbody> </table>	形式	安定性角度	A形	3.5° 以上	B形屋外用	3.5° 以上	B形屋内用	3.5° 以上	<p>(3) 図6及び7に示すように、傾斜台の上に片側の前後輪を下方に置く。この時、平面を傾斜させる蝶番の中心軸を、力を加える2つの車輪又は先端ゴムの接触面の midpoint を結ぶ線に平行になるようにする。</p> <p>A形にあつては、図6に示すように蝶番に近い方のハンドグリップの前方参照点と後方参照点の midpoint に、250Nの力を鉛直下方に加える。</p> <p>B形にあつては、図7に示すように、ハンドグリップの後方300mmの点に、250Nの力を鉛直下方に加える。</p>
形式	安定性角度									
A形	3.5° 以上									
B形屋外用	3.5° 以上									
B形屋内用	3.5° 以上									


項目	認定基準	基準確認方法
	<p>1. 力 2. 傾斜角度</p>  <p>図6 A形の側方安定性試験</p>	<p>1. 力 2. 傾斜角度</p>  <p>図7 B形の側方安定性試験</p> <p>4. 座面の強度</p> <p>4. 座面を有しているものにあつては、座面の強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>5. 静的強度</p> <p>5. 歩行車は、静的強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>4. 歩行車を水平平坦な面に置き、座面に1200Nの力をあて板を介して鉛直下方に1分間加えること。ただし、最大使用者体重が100kgと異なる場合は（最大使用者体重×12.0 N/kg）の力を加えること。 なお、420Nを下回らないこと。</p> <p>5. 歩行車を水平平坦な面に置き、力を鉛直下方に加える。 A形にあつては図8に示すように2つのハンドグリップの後方参照点を結ぶ線の中点に1200Nの力を加える。ただし、最大使用者体重が100kgと異なる場合は（最大使用者体重×12.0 N/kg）の力を加えること。なお、420Nを下回らないこと。 B形にあつては図9に示すように2つの支持板の中点を結ぶ点で、ハンドグリップの後方300mmの点に1500Nの力を加える。ただし最大使用者体重が100kgと異なる場合は（最大使用者体重×15.0 N/kg）の力を加えること。 なお、525Nを下回らないこと。</p>

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>1. カ 2. ハンドグリップ後方参照点</p>  <p>図8 A形の静的強度及び疲労試験</p>	<p>1. カ 2. 300mm</p>  <p>図9 B形の静的強度及び疲労試験</p>
6. 疲労強度	6. 歩行車は疲労強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	<p>6. 歩行車の車輪を1.4km/hで移動する面に置き、800Nの力を鉛直下方に繰り返し200,000回加える。 A形にあっては、図8に示すように2つのハンドグリップの後方参照点を結ぶ線の中点を通るように800Nの力を繰り返し加える。 B形にあっては図9に示すように2つの支持板の中点を結ぶ点で、ハンドグリップの後方300mmの箇所へ800Nの力を繰り返し加える。 ただし、最大使用者体重が100kgと異なる場合は(最大使用者体重×8.0 N/kg)の力を加えること。 なお、280Nを下回らないこと。 また、この試験の確認は試験証明書で行う。</p>
7. 材料	7. 耐食材料以外の金属で、さびの出る恐れのある箇所、接触腐食が起こる恐れのある箇所には、防せい処理が施されていること。	7. 目視等により確認すること。
8. 付属品	8. 付属品は、使用上の安全性を損なわないこと。	8. 目視及び操作により確認すること。

5. 表示及び取扱説明書

歩行車の表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

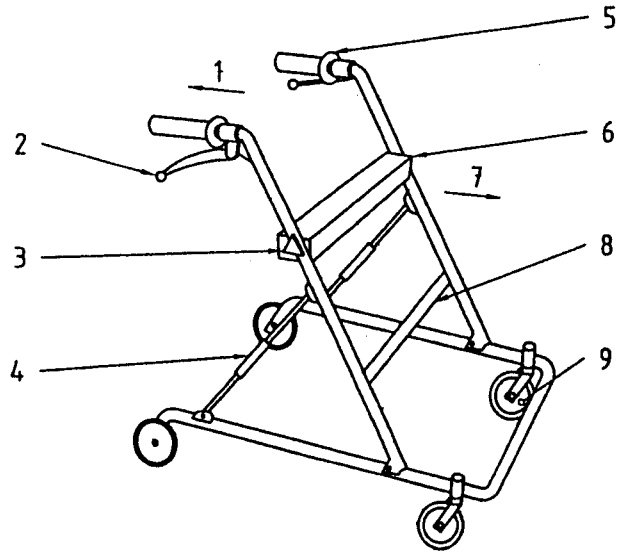
項目	認定基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 歩行車には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)～(6)は本体の見やすい箇所に大きな字で表示すること。また、(7)、(8)は調節する箇所に表示すること。</p> <p>ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>(1)申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2)製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3)最大使用者体重</p> <p>(4)座面を使用する場合は、必ず駐車用ストッパを左右両輪にかけて使用すること。</p> <p>(5)屋内用（屋内専用のもの）</p> <p>(6)ハンドルを適切な位置で使用しないと安定性が悪くなる可能性があること。 （ハンドルを左右方向に調節出来るもの）</p> <p>(7)ハンドルの適切な調節位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大伸張位置 （高さ調節が出来るもの） ・ハンドルの長軸中心線と移動方向中心線 （ハンドルを左右方向に調節出来るもの） <p>(8)幅、長さ、支持板等の適切な調節位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅の伸張位置 （幅調節ができるもの） ・長さの伸張位置 （長さ調節ができるもの） ・支持板の伸張位置 （支持板の位置調節ができるもの） 	<p>1. 表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要項目の有無を、目視及び触感等により確認すること。ただし、(3)～(6)の文字の大きさ（縦寸法）が4.9mm以上であり、安全警告標識（）併記したり、その事項を枠で囲んだり、目立つ色彩を用いたりして認知しやすいものであることを確認すること。</p>

項目	認定基準	基準確認方法
2. 取扱説明書	<p>2. 歩行車には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>なお、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(9)については、安全警告標識  を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み読んだ後保管すること</p> <p>(2) 各部の名称 (図で示すこと)</p> <p>(3) 組立又は調節等の方法及び注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハンドルを適切な位置で使用しないと安定性が悪くなる可能性があること。 (ハンドルを左右方向に調節出来るもの) ・ 高さ調節は最大伸長の位置以下で使用すること。(高さ調節出来るもの) ・ 幅、長さ、支持板の調節は適切な調節位置で行うこと。 (本体の幅、長さ、支持板の調節ができるもの) <p>(4) 駐车用ストッパ及びハンドブレーキの操作方法</p> <p>(5) 座面の使用方法 (座面付きのもの)</p> <p>(6) 屋内である旨 (屋内専用のもの)</p> <p>(7) バッグ内に乳幼児を乗せたり、座面上に人を乗せたまま移動しないこと。 (バッグ付きのもの)</p> <p>(8) 保管方法 (雨ざらしにしないこと等) 及び手入れ方法</p>	<p>2. 一般消費者が容易に理解出来るものであることを確認すること。</p> <p>(1) については、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異こと。(9)については、安全警告標識を併記したり、目立つ色彩を用いたりしてより認知しやすいものであることを確認すること。</p>

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(9) 使用上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大使用体重を守ること。 ・使用前は各部を点検し、特にハンドブレーキの左右両輪の性能について十分確認して使用すること。(ハンドブレーキ付きのもの) ・組立て及び調節は、確実にを行うこと。 ・段差及び溝などのあるところでの使用は十分注意すること。 ・交通の頻繁なところ、混雑しているところ及び夜間での使用は十分注意すること。 ・タイヤ及びブレーキの摩耗がないかを保守・点検し、必要に応じて交換等すること。 ・座面を使用する場合は、必ず駐车用ストッパを左右両輪にかけて使用すること。また、傾斜地では使用しないこと。 ・ハンドブレーキを使用する時は、左右両輪を同時にかけること。 <p>(10) SGマーク制度は、歩行車の欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度であること。</p> <p>(11) 諸元表(各部の寸法、重量など)</p> <p>(12) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。</p>	

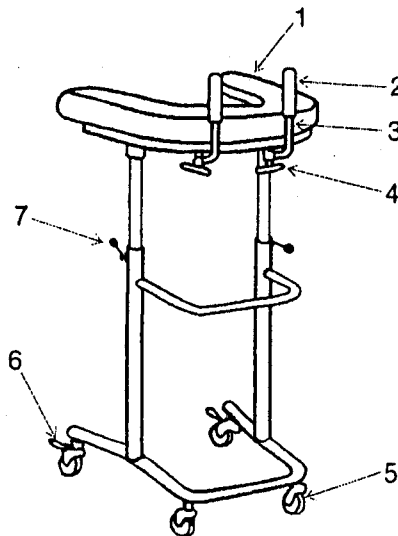
参考付図

1. 後方
2. ハンドルブレーキ
3. 高さ調節機構
4. 折り畳み機構
5. ハンドグリップ
6. 座面
7. 前方
8. 補強部品
9. 車輪



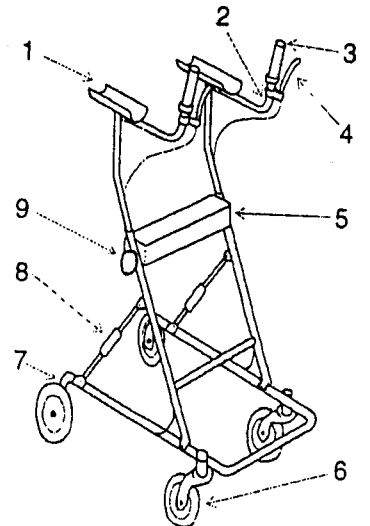
A形：ロレータ

1. 支持板
2. ハンドグリップ
3. ハンドル
4. ハンドル調節装置
5. 車輪
6. 駐車用ストッパ
7. 折り畳み機構
8. 高さ調節機構



B形：ウォーキングテーブル（支持板付き）

1. 前腕支持部
2. ハンドル
3. ハンドグリップ
4. ハンドルブレーキ
5. 座面
6. 車輪
7. 駐車用ストッパ
8. 折り畳み機構
9. 高さ調節機構



B形：ウォーキングテーブル（前腕支持付き）

歩行車（ロレータ及びウォーキングテーブル）の認定基準及び基準確認方法の解説

この解説は、本体に規定した事柄及びこれに関連した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

1. 基準の作成について

1.1 基準作成経緯

歩行車（ロレータ及びウォーキングテーブル）とは、歩行の安定性確保又は、支持のために用いるものである。

国際規格のISO規格が作成される中で、日本の歩行車はこれらの要件を満たしているものがほとんどない。しかし、今後日本では高齢化や介護保険の導入などで福祉用具を使用する機会が増える中で、日本でも海外と同等の安全性を確保する必要があることから、適正な安全性を有した歩行車（ロレータ及びウォーキングテーブル）の流通・使用のために、使用者の安全性の確保を図る観点から、当該製品について基準を作成することとした。

まず、平成9年度から3か年にわたって通商産業省からの委託調査として「福祉用具の安全基準作成調査委員会（委員長；田中 繁 国際医療福祉大学 教授）」で審議を行った。

これを受け、平成12年度に福祉用具の有識者による意見の聴取及び検討を踏まえて認定基準の作成を行い、安全管理委員会での議決を経て、通商産業大臣の承認を得た。

1.2 基準の作成方針について

作成方針として、安全項目に関して国際規格のISO 11199-2 ロレータ※1.及びISO/WD 11199-3ウォーキングテーブル※2.に準拠させた。

※1. ISO 11199-2 First edition 1999-08-01

Walking aids Manipulated by both arms -Requirements and test methods-
Part 2 Rollators

※2. ISO/WD 11199-3 1999-10-29

Walking aids Manipulated by both arms -Requirements and test methods-
Part 3 Walking tables

2. 基準の名称について

JIS T 0102福祉関連機器用語に整合させ歩行車とした。しかし名称の発音が歩行者と紛らわしく、高齢者の使用する歩行補助車との区別がつきにくいことから、ISOの名称と整合をとり、歩行車にサブネーム（ロレータ及びウォーキングテーブル）を入れた。

3. 形式分類について

A形はISO 11199-2ロレータのタイプで両手で体重を支え移動するものとし、B形はISO/WD 11199-3のウォーキングテーブルタイプで肘あて等で体重を支え移動するものに分類した。

4. 安全性品質について

4.1 外観及び構造

(1)～(5)必要と考えられる外観及び構造を規定した。

(6)駐車用のストッパの規定は、ISO 11199-2 ロレータに整合させた。

なお、ISO/WD 11199-3ウォーキングテーブルは屋内用でもストッパを取り付けることが要求されているが、日本のウォーキングテーブルは屋内で使用されるものがほとんどであり、駐車用のストッパーが付いているものはほとんどない。このため、使用実態を踏まえ屋外用だけに駐車用ストッパを付けることとした。

(7)制動用のブレーキの規定は、ISO 11199-2 ロレータ及びISO/WD 11199-3ウォーキングテーブルに整合させ、屋外用のものは制動用のブレーキを付けることとした。

(8)先端ゴムの規定は、ISO 11199-2ロレータ及びISO/WD 11199-3ウォーキングテーブルに整合させた。

(9)直進性について規定した。

4.2 寸法

(1)ハンドルのグリップ直径寸法の規定は、ISO 11199-2ロレータ及びISO/WD 11199-3ウォーキングテーブルに整合させた。

(2)屋内用の前輪直径の規定は、ISO 11199-2ロレータ及びISO/WD 11199-3ウォーキングテーブルに整合させた。

(3)屋外用の前輪直径の規定は、ISO 11199-2ロレータ及びISO/WD 11199-3ウォーキングテーブルに整合させた。（日本では軽量化やコンパクト性のため、ISOの前輪直径180mmより小さな直径のものが多い。しかし段差の乗り越え性などの安全性から

ISOに整合させることとした。

(4)屋外用の前輪幅の規定は、ISO 11199-2ロレータに整合させた。(日本ではISOの前輪幅180mmより小さな幅が多い。しかし溝などはまり込みの安全性からISOに整合させることとした。なお、前輪をダブルにしているものは適用しないこととした。

4.3 安定性

(1)前方安定性の規定は、ISO 11199-2ロレータ及びISO/WD 11199-3ウォーキングテーブルに整合させた。

(2)後方安定性の規定は、ISO 11199-2ロレータ及びISO/WD 11199-3ウォーキングテーブルに整合させた。

(3)側方安定性の規定は、ISO 11199-2ロレータ及びISO/WD 11199-3ウォーキングテーブルに整合させた。

(安定性試験については、CEマーク付きの製品でも評価実験でISOの値を下回る製品があった。特に側方安定性試験は同型品間でも測定値に差異がみられた。

このように測定値がばらつく要因として、試験時のハンドル高さや位置の調節位置の違い、製品自体の僅かなばらつき、試験装置の違い、傾斜台への置き方など、ばらつきの要因が多いためと考えられ、このばらつきの許容範囲を現在ISOに提案している。)

4.4 座面の強度

座面の強度は現行のISO 11199-2ロレータでは規定されていないが、改正案で1200Nの力を加える試験が提案されていることと、CPSA 0075 歩行補助車でも座面の強度が規定されていることから、ISO 11199-2ロレータの改正案に整合させ1200Nの力を加えることとした。

4.5 静的強度

静的強度は、ハンドルには全体重がかかる場合があることから、ISO 11199-2ロレータ及びISO/WD 11199-3ウォーキングテーブルに整合させた。

4.6 疲労強度

疲労強度は、長期間使用した場合に歩行車全体の耐久性が必要なことから、ISO 11199-2 ロレータ及びISO/WD 11199-3 ウォーキングテーブルに整合させた。

(この試験は、4輪をドラムの上に設置して、車輪を回転させながらハンドルに周期

荷重を20万回加えるものだが、長時間の試験時間がかかることや、試験コストが高くなることなどの問題がある。特に4輪を同時に回転させながらハンドル上の一定位置に繰り返し力を加える場合は、試験装置に多額の費用がかかることから代替え試験を検討した。その結果4輪と2輪を回転させた場合の応力がほとんど変わらないことから、2輪（通常は後輪）を回転させ、ハンドルに周期荷重を20万回くわえる試験方法で、同等の試験となることが確認できた。）

4.7 材料

必要と考えられる材料について規定した。

4.8 付属品

必要と考えられる付属品について規定した。

4.9 表示及び取扱説明書

必要と考えられる表示及び取扱説明書項目について規定した。

5. 懸案事項

（駐車のストッパ及び走行を制御するハンドブレーキの性能試験）

座面を使用する時は必ず駐車ブレーキをする必要があり、駐車ブレーキ性能が必要となる。また、制動用のブレーキは、利き過ぎると前のめりになりバランスを崩す恐れがあり、利かなくても下り坂などで危険の恐れがあり、適度な利き具合の性能が必要となる。しかしながら現在、ISO 11199-2ロレータ及びISO/WD11199-3ウォーキングテーブルには試験項目が規定されていないため、認定基準でも規定しなかった。

なお、ISO 11199-2ロレータの改正案が検討されることから、今後ISOに日本からのデータも提出するとともに基準案を提案していく必要がある。

6. 福祉用具の安全基準作成調査委員会の構成

(五十音順 敬称略)

	氏名	所属
委員長	田中 繁	国際医療福祉大学 保健学部作業療法学科
委員	荒木 由季子	通商産業省機械情報産業局医療・福祉機器産業室
	江原 智彦	株式会社ユー・エル日本
	今任 寿	テュフプロダクトサービスジャパン株式会社
	岩間 一夫	株式会社ヤマシタコーポレーション
	内田 桂治	株式会社カワムラサイクル
	大福 敏彦	製品評価技術センター消費生活部管理課福祉用具評価業務室
	上村 秀信	クリスタル産業株式会社
	小池 吉子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	古賀 洋一	通商産業省産業政策局 製品安全課
	塩出 博司	厚生省 大臣官房障害保険福祉部企画課
	清水 壮一	日本健康福祉用具工業会 事務局
	下平 智弘	タカノ株式会社 健康福祉部
	関根 和喜	横浜国立大学 工学部 安全工学
	高橋 義信	財団法人自転車産業振興協会 技術研究所
	富田 育男	製品安全協会
	富田 映子	消費科学連合会
	西川 泰蔵	工業技術院標準部 標準業務課 環境生活標準化推進室
	花房 勇輔	原田産業株式会社 ヘルスケアグループ事業部
	平岡 庸輔	株式会社星光医療機器製作所
	福井 輝子	主婦連合会
	松岡 寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
	松永 圭司	日進医療器株式会社
	松永 茂之	株式会社松永製作所
	水野 英子	全国地域婦人団体連絡協議会
	山本 靖	東陽精工株式会社
	吉田 満	パラマウントベッド株式会社 デザイン開発課
アドバイザー	飯塚 敏幸	厚生省 老人保健福祉局老人福祉振興課
	長屋 崇	帝京大学医学部付属病院 リハビリテーション部
事務局	長久 保徹	製品安全協会
	黒川 秀一	製品安全協会